

瑞穂監第48号
令和2年3月26日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「上水道課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要 1 監査の対象

「上水道課」における平成31年4月1日から令和元年11月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「公営企業経営」について都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

上水道課は、課長以下職員8名、補助職員3名で次の事務を行っている。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 文書の收受発送、編さん及び保存に関すること。
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (5) 財政計画、予算及び決算に関すること。
- (6) 上水道事業の基盤強化及び管理に関すること。
- (7) 支出命令、出納及びその他財務に関すること。
- (8) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (9) 諸契約並びに財産の取得管理及び処分に関すること。
- (10) 物品、工事資材類の備蓄及び管理に関すること。
- (11) 水道料金の調定及び徴収に関すること。
- (12) 滞納整理及び給水停止処分等に関すること。
- (13) その他料金に関すること。
- (14) 給水開始及び中止に関すること。
- (15) 水道施設の設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (16) 水道施設の適切な維持管理、修繕及び更新に関すること。
- (17) 漏水防止に関すること。
- (18) 水質に関すること。
- (19) 給水装置工事の受付、設計、審査及び検査に関すること。
- (20) 加入金及び諸手数料の調定並びに徴収に関すること。
- (21) 量水器の維持管理に関すること。
- (22) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関すること。
- (23) 消火栓の維持管理に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

令和2年1月22日（水）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び公営企業経営について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

上水道課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和元年11月末日現在

科目	予算額(円)	収入・支出済額(円)	執行率(%)
水道事業収益	562,277,000	260,062,796	46.3
水道事業費用	498,827,000	123,849,787	24.8
資本的収入	83,678,000	25,566,600	30.6
資本的支出	489,006,000	85,399,249	17.5

(1) 漏水調査について

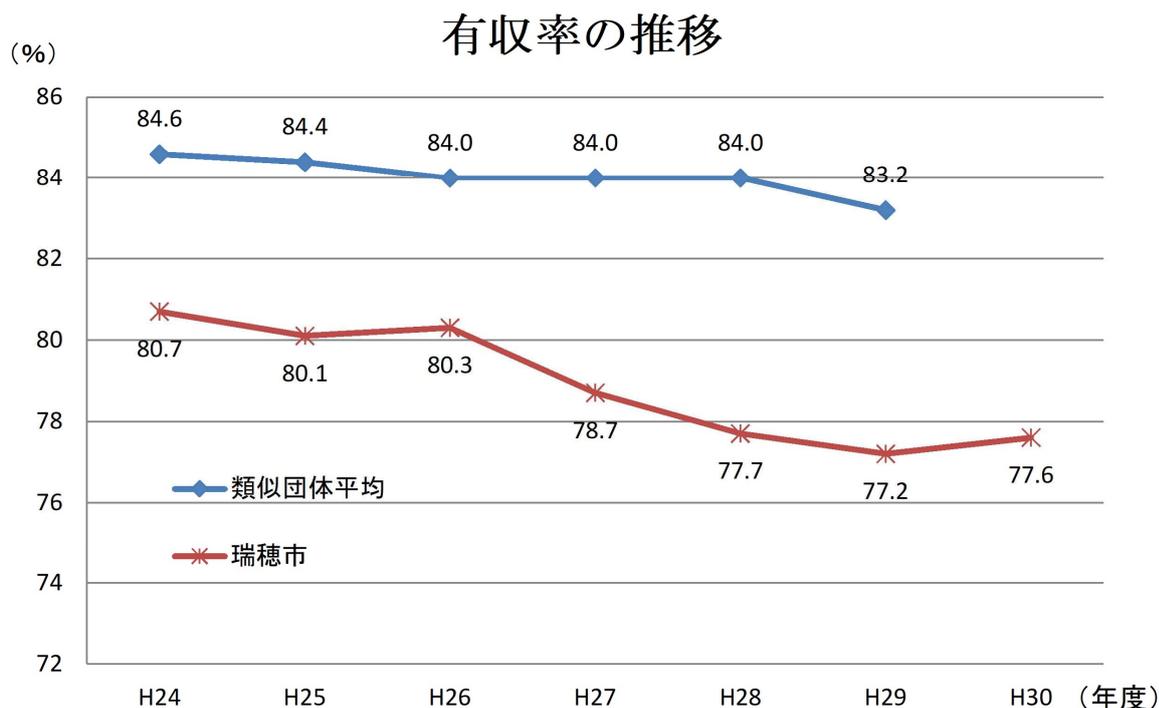
漏水調査業務委託料等については、次のとおりである。

年度	漏水調査業務委託料(円)	漏水調査結果		漏水防止効果※		備考 漏水調査対象
		漏水箇所数	推定漏水量(L/分)	有収率向上値(%)	経済効果:浄水費用節減額(円)	
H29	8,964,000	50	326.2	2.26	13,378,784	H10年度以前布設管(229km)
H30	12,528,000	122	458.4	3.16	20,684,273	8,400戸 (165km)

※ 漏水調査による漏水箇所を全て修繕(漏水防止)した場合で、再発漏水は無いものと想定した試算です。

(2) 有収率について

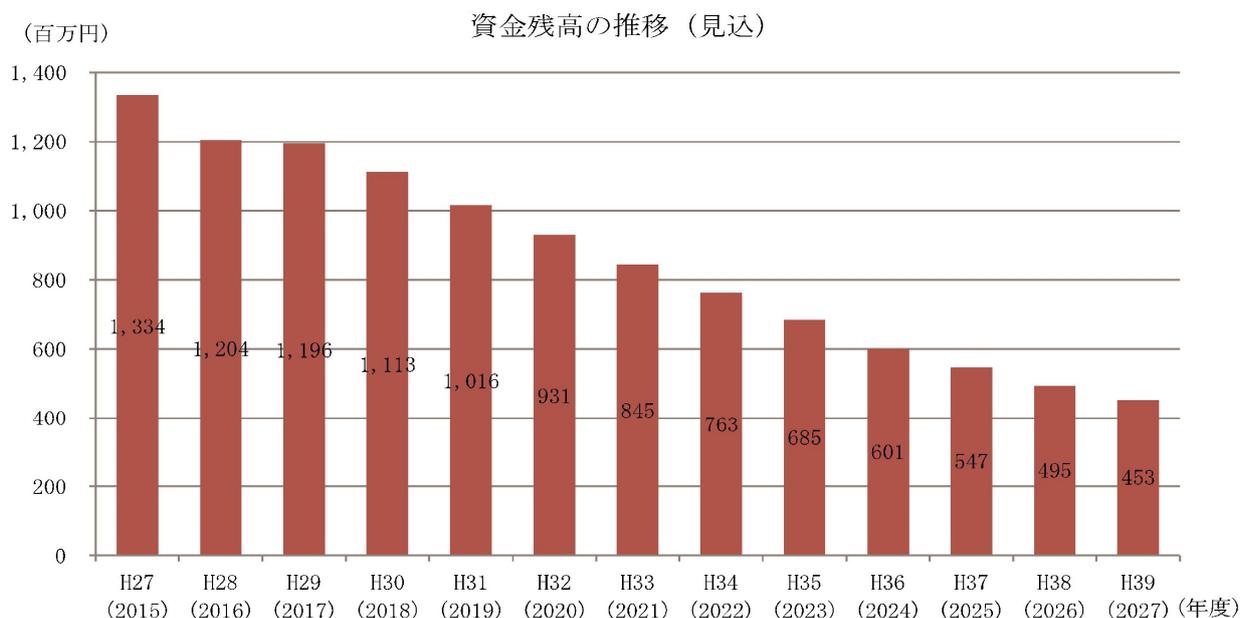
平成24年度以降の当市と類似団体の有収率の推移は、次表のとおりである。



【瑞穂市水道事業会計決算審査意見書より】

(3) 資金残高について

平成 27 年度以降の資金残高の推移（見込）は、次表のとおりである。



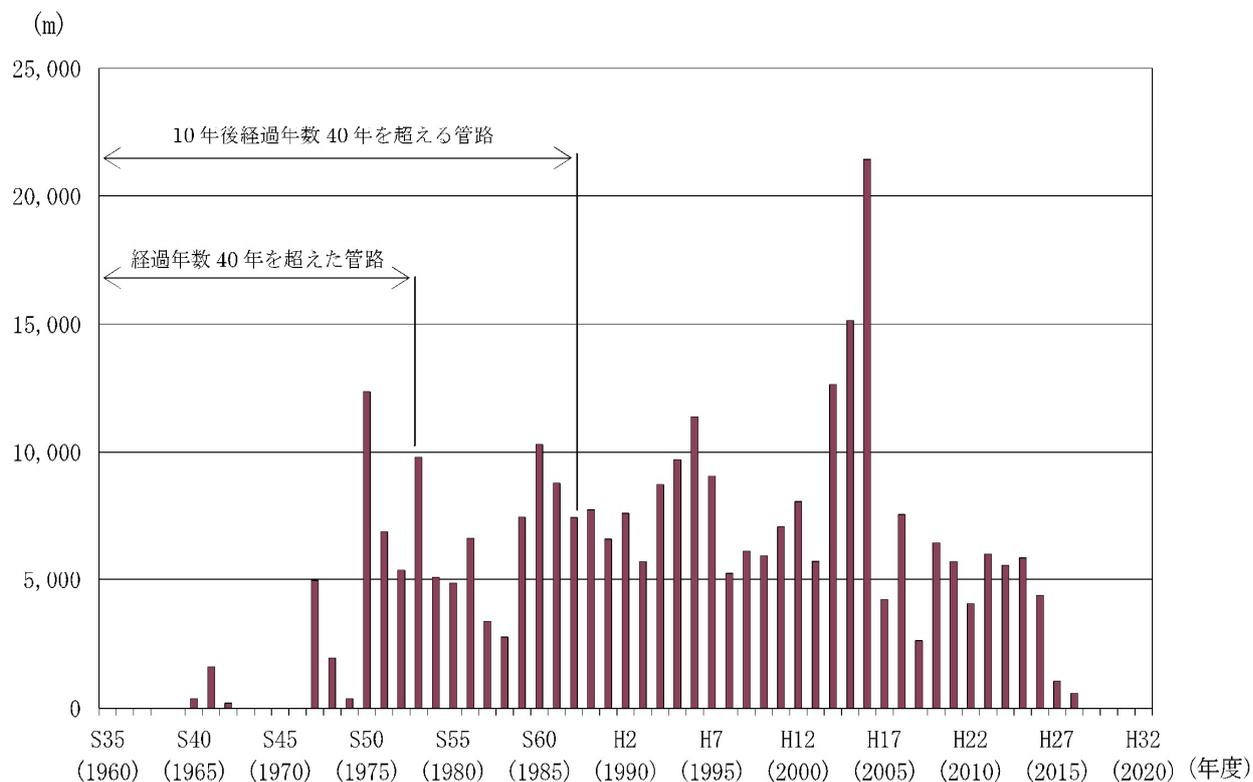
※ここで示す資金残高は、運転資金の残高であり、現預金残高とは異なります。

【瑞穂市水道事業経営戦略 (H30.3) より】

(4) 管路の布設年度別延長について

管路の布設年度別延長は、次表のとおりである。

【管路の布設年度別延長】



【瑞穂市水道事業経営戦略 (H30.3) より】

2 公営企業経営について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	漏水調査について	<p>漏水調査業務委託を毎年度行っているが、各年度の有収率増減からみると大きな成果は得られていないとのことであった。</p> <p>漏水調査業務委託報告書に「漏水防止効果」の項目があり、漏水調査において、発見・確認された漏水箇所を全て修理（漏水防止）した場合の有収率・経済効果が試算され報告されていた。</p> <p>上水道課によると、委託業者からの当年度漏水箇所報告に基づき、一部を除いて次年度に修繕するとのことであったが、修繕による効果検証は行われていなかった。</p>	<p>有収率は、施設の稼動状態がそのまま収益につながっているかを示す業務指標である。</p> <p>平成 30 年度の有収率は 77.6% で平成 24 年度と比較すると 3.1% 減少し、漏水調査の大きな成果はみられない。</p> <p>平成 30 年度から、漏水調査対象地区を 2 地区に分け、全ての管を漏水調査しているとのことであるが、漏水調査対象から最近の配水管拡張・改良工事分を除く等の漏水調査方法を見直すなど検討し、瑞穂市の目標値 80.0% の達成に向けて、効率的、効果的な漏水調査をしていただきたい。</p> <p>漏水調査業務委託費に係る効果を検証するため、漏水調査業務委託報告書で「漏水防止効果」が報告されているのであるならば、漏水箇所報告に基づいて修繕したことによる有収率・経済効果等の効果検証をすべきである。</p>
2	資金残高について	<p>資金残高は、瑞穂市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）の計画期間内（平成 30 年度から令和 9 年度）においては、底をつくことはないが、毎年度減少していく見込みであるため、料金改定等の財源確保について今後検討を進めていくとのことであった。</p>	<p>経営戦略の「資金残高推移（見込）」によると、毎年度資金残高は減少し、令和 9 年度の資金残高は 453,000,000 円と見込まれ、平成 27 年度と比較すると 881,000,000 円減少することとなる。確かに経営戦略期間内において資金残高は 0 円とならない見込ではあるが、経営戦略の「管路の布設年度別延長」によると、今後において法定耐用年数（40 年）を超える管が増加し、管路等の更新に係る投資が増加すると見込まれるため令和 10 年度以降は資金残高が 0 円となることが考えられる。また、将来的</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			<p>に人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないように毎年度の資金残高等の状況を分析し料金改定等も含め投資額とバランスのとれた財源の確保を早急に検討していただきたい。</p>
3	水道料金減免について	<p>「赤水による放水(2件)」、「工事による放水(1件)」に係る平成31年度水道料金の減免について、水道料金減免申請書の提出はなく、水道料金を減免していた。</p>	<p>瑞穂市給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)第26条第2項において「料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書の提出をもって行う。(抜粋)」と規定されている。</p> <p>水道料金の減免事由に該当する場合には、使用者からの水道料金減免申請書の提出を義務付けており、水道料金減免申請書の提出がないにもかかわらず水道料金を減免していたことは、施行規程に反している。</p> <p>水道料金の減免について、水道料金を軽減又は免除する場合は、水道料金減免申請書の提出をもって減免すべきである。</p>

以上